

新指針に基づく 建設業における 振動工具取扱作業の知識

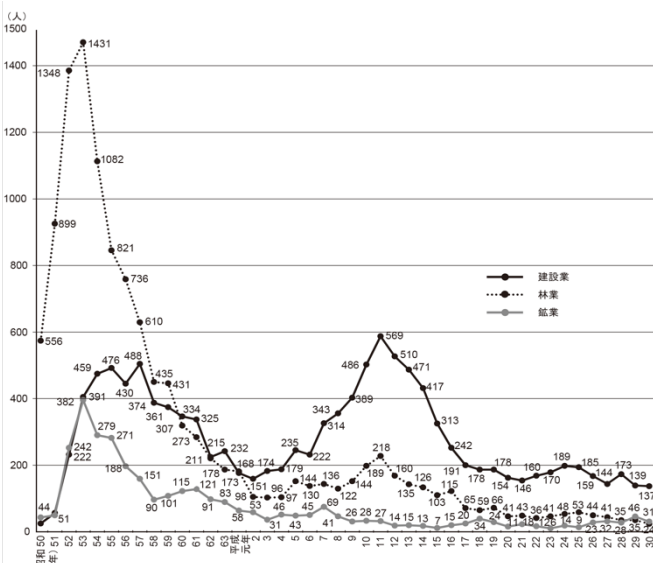
No. 121610

＜新旧対照表＞ 第2改定3版 令和7年1月31日

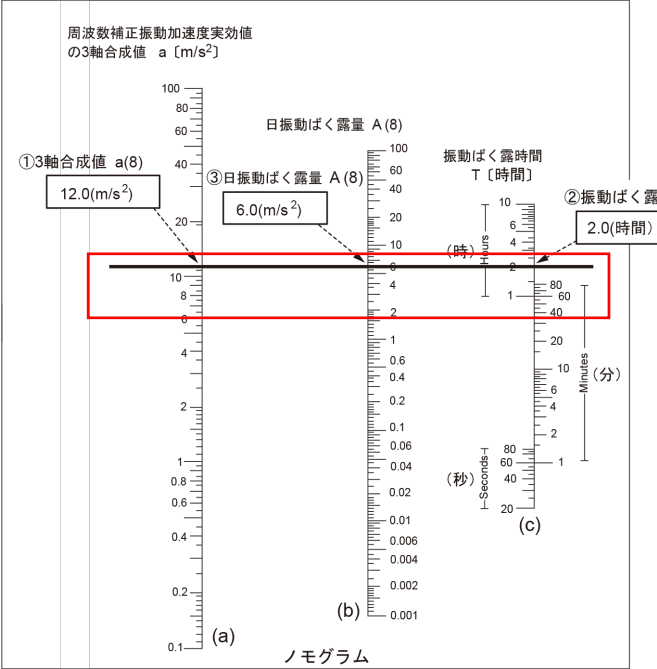
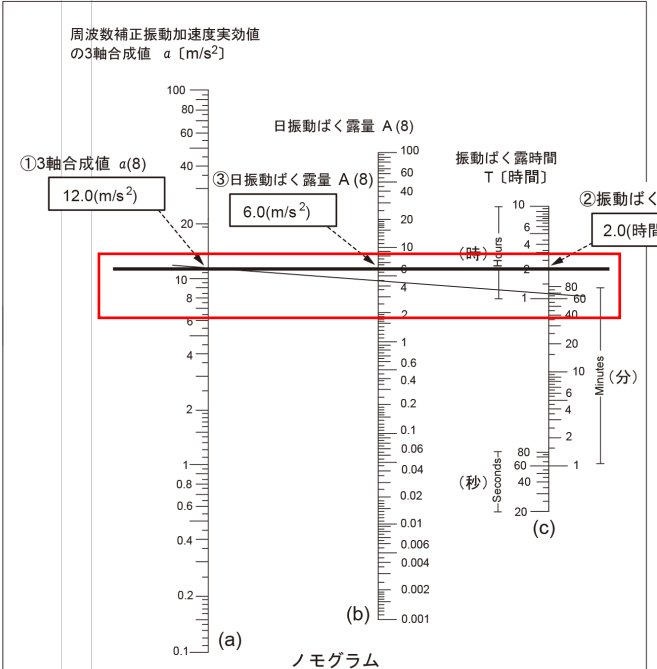
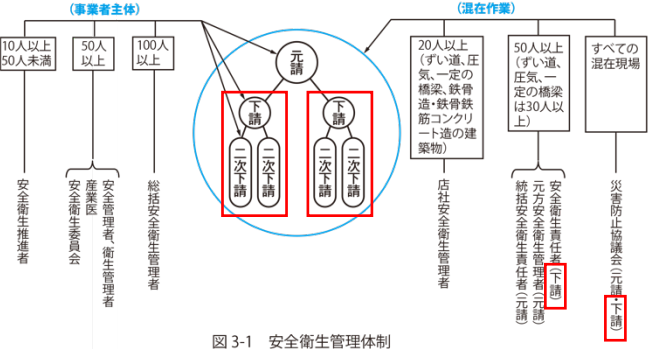
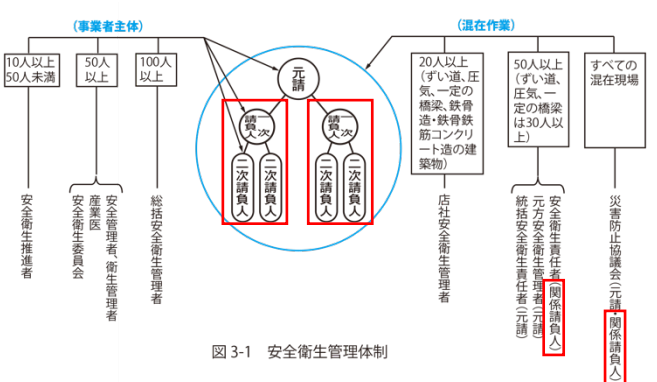
【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

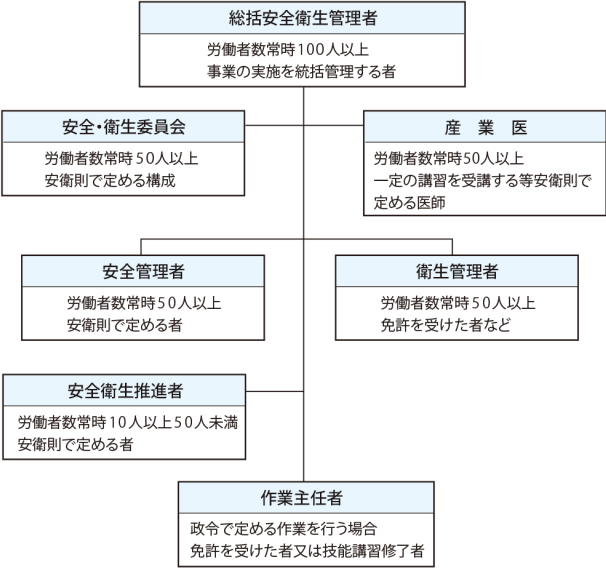
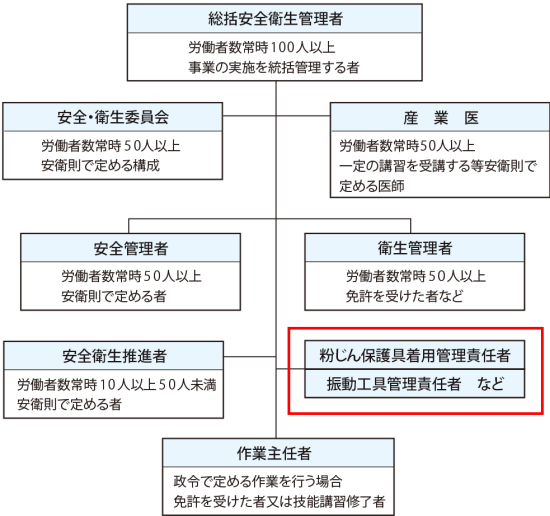
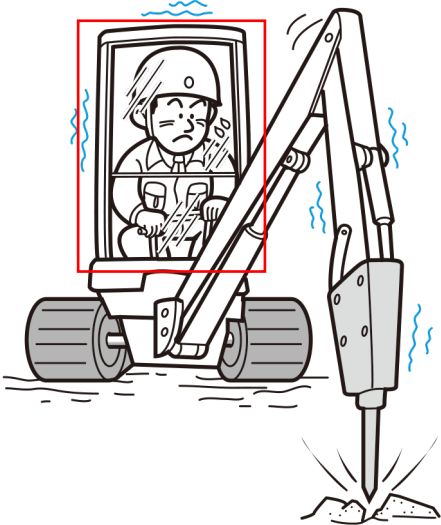
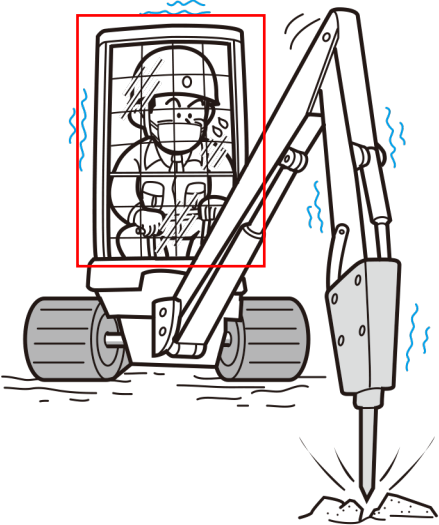
※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

(旧版) 第2改定2版11刷(令和5年8月25日)	(新版) 第2改定3版(令和7年1月31日)
【表記・用語の統一】	
下請け、孫請	関係請負人
防音保護具、耳せん	聴覚保護具(耳栓)

(旧版) 第2改定2版11刷(令和5年8月25日)			(新版) 第2改定3版(令和7年1月31日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
3	図 1-1	 図 1-1 年次別の振動障害労災新規認定者数の推移 (労働者災害補償保険法による各年度の新規認定者数)	3	図 1-1	(赤枠を追加)
6	上から 4 行目	エンジン内蔵工具には、エンジンカッター、ブッシュクリーナー（刈払機）などがあります。なお、エンジンチェーンソーもエンジン内蔵工具に含まれますが、別「指針」によりその取り扱いが定められています。	6	上から 4 行目	エンジン内蔵工具には、エンジンカッター、ブッシュクリーナー（刈払機）などがあります。なお、エンジンチェーンソーもエンジン内蔵工具に含まれますが、別「指針」(参考資料 4. 振動工具関連通達を参照)によりその取り扱いが定められています。 (下線部を追加)

(旧版) 第2改定2版11刷(令和5年8月25日)			(新版) 第2改定3版(令和7年1月31日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
11	表 2-2	(赤枠を修正、追加)	11	表 2-2	
表 2-2 レッグドリルの点検要領兼チェックリスト (例)			表 2-2 レッグドリルの点検要領兼チェックリスト (例)		
区分	コード	点検項目	検査方法	点検基準とチェック	異常時の措置
A) レッグドリル	A-1	1. 本体の損傷	1) 目視により調べる。	①口変形、口亀裂、口破損がない。	①修理する。
	A-2	2. 本体締付部のゆるみ又は部品の脱落	1) ネジ、ナット類のゆるみを調べる。 2) ネジ、ナット類の脱落を調べる。	①口ネジ、ナット類のゆるみがない。 ②ネジ、ナット類の脱落がない。	①ゆるみは締め直す。 ②部品の脱落は修理する。
	A-3	3. 異常音、異常振動、異常発熱	1) 音を聞く。 2) 目で見える。 ③手で触れてみる。	①異常音がない。 ②異常振動がない。 ③異常発熱がない。	①修理又は交換する。 ② " ③ "
	A-4	4. ホースとホース接続器具の損傷	1) ホースの摩耗、ひび割れを目視により調べる。 2) ホースの取付部がホースバンドで確実に締め付けてあるかホースを引っ張って確認する。	①口ホースの摩耗がない。 口ホースのひび割れがない。 ②ホース取付部のゆるみがない。	①交換する。 ②ホースバンドを締め直す。バンドの状態によっては交換する。
	A-5	5. 防振ハンドルの防振効果	1) カと変位の関係をみる。	①初期特性に近い。	①防振ゴムを交換する。
	A-6	6. チャックの摩耗	1) 目視により調べる	①ピストンとタガネが斜めに当たっていない。	①部品を交換する。
	A-7	7. 回転部分の摩耗	1) ピストン、スリーブ、チャックのスプラインやライフルナットのライフル溝ボールを目視により調べる。	①ひどい摩耗がない。 口ピストン、口スリーブ、口チャックのスプライン、口ライフルナットのライフル溝、口ライフルナットのボール	①部品を交換する。
	A-8	8. ピストンの状態	1) ピストンの外径とシリンダーの内径を測定する。 2) ピストン先端の凹みを測定する。 3) 目視により調べる。	①隙間が0.10~0.15mm以上でない。 ②ピストン先端に2mm以上の凹みがない。 ③油「バリ」等が出ていない。	①部品を交換する。 ②部品を交換する。 ③油といしで取り除く。
	A-9	9. シリンダーブッシュの摩耗	1) ピストンをシリンダーに入れたまま、ピストンの先端を覆って急速に引く。	①空気クッションが感じられる。	①部品を交換する。
	A-10	10. バルブ関係	1) 目視により調べる。	①端面に「バリ」等が出ていない。 ②バルブチェスト、バルブプラグの細い穴に粉塵が詰まってない。	①油といしで取り除く。 ②調整する。
	A-11	11. 排気	1) 音を聞く。 2) 手をかざしてみる。	①排気音が異常でない。 ②油が回っている。	①修理する。 ② "
B) ロッド	B-1	1. ロッド本体のたわみ	1) 目視により調べる。	①口たわみがない。	①交換する。
	B-2	2. ロックピットの摩耗・損傷	1) ビットゲージにより調べる。 2) 目視により調べる。	①ひどい口摩耗、口欠損、口脱落、がない。	①修理、又は交換する。
C) レッグ	C-1	1. ダストワイパーの摩耗	1) 実際にレッグを伸ばしてみる。	①口パッキングの痛みがない。	①修理する。
④ ☑は良、☒は不良を示す。					
16	下から5行目	(右記を追加)	16	下から6行目	また、算出した時間が2時間を超える場合には、当面、1日の振動ばく露時間を2時間以下とすることとされています。

(旧版) 第2改定2版11刷(令和5年8月25日)			(新版) 第2改定3版(令和7年1月31日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
17	図 2-6	(赤枠を修正)	17	図 2-6	
					
図 2-6 ノモグラムによる算定			図 2-6 ノモグラムによる算定		
27	図 3-1	(赤枠を修正)	27	図 3-1	
					
図 3-1 安全衛生管理体制			図 3-1 安全衛生管理体制		

(旧版) 第2改定2版11刷(令和5年8月25日)			(新版) 第2改定3版(令和7年1月31日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
28	図3-2	 注：枠内、上欄は選任すべき場合を、下欄は資格などを示す。 図3-2 事業場における安全衛生管理体制	28	図3-2	(赤枠を追加)  注：枠内、上欄は選任すべき場合を、下欄は資格などを示す。 なお、粉じん保護具着用管理責任者、振動工具管理責任者等を選任する。 図3-2 事業場における安全衛生管理体制
33	イラスト	(赤枠を修正) 	33	イラスト	
35	上から6行目	また、一定の有害業務については、6月以内ごと1回、つまり年2回（胸部エックス線検査は年1回）、この定期健康診断を行うこととしています。	35	上から6行目	また、一定の有害業務については、6か月以内ごと1回、つまり年2回（胸部エックス線検査は年1回）、この定期健康診断を行うこととしています。 （下線部を追加）

(旧版) 第 2 改定 2 版 11 刷(令和 5 年 8 月 25 日)			(新版) 第 2 改定 3 版(令和 7 年 1 月 31 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
39	表	(赤枠を削除)	39	表	
工 具 の 操 作 時 の 措 置	項目	内 容	工 具 の 操 作 時 の 措 置	項目	内 容
	(1) 工具の操作方法	① ハンドル等以外の部分は、持たないこと。 ② ハンドル等は、過度に強く握らず、かつ、強く押さないこと。 ③ さく岩機等により削孔・掘さく、はつり等を行うとき(特に、削孔の開始時)は、たがねを手で保持しないこと。 なお、作業の性質上、たがねを固定する必要がある場合は、適切な補助具を用いること。 また、下向きの削孔、掘さく等を行うときは、軽くひじを曲げできるだけ力を抜いて工具を保持するようにすること。		(1) 工具の操作方法	① ハンドル等以外の部分は、持たないこと。 ② ハンドル等は、過度に強く握らず、かつ、強く押さないこと。 ③ さく岩機等により削孔・掘さく、はつり等を行うとき(特に、削孔の開始時)は、たがねを手で保持しないこと。 なお、作業の性質上、たがねを固定する必要がある場合は、適切な補助具を用いること。 また、下向きの削孔、掘さく等を行うときは、軽くひじを曲げできるだけ力を抜いて工具を保持するようにすること。
	(2) 作業方法	① ハンドル等を過度に強く握る作業方法、手首に強く力を入れる作業方法、腕を強く曲げて工具の重量を支える作業方法等の筋の緊張を持続するような作業の方法は、避けること。 ② 肩、腹、腰等手以外の部分で工具を押す等工具の振動が直接身体に伝わる作業方法は、避けること。 ③ 振動工具を使用する労働者が、当該振動工具の排気を直接吸い込むおそれのある作業方法は、避けること。		(2) 作業方法	① ハンドル等を過度に強く握る作業方法、手首に強く力を入れる作業方法、腕を強く曲げて工具の重量を支える作業方法等の筋の緊張を持続するような作業の方法は、避けること。 ② 肩、腹、腰等手以外の部分で工具を押す等工具の振動が直接身体に伝わる作業方法は、避けること。 ③ 振動工具を使用する労働者が、当該振動工具の排気を直接吸い込むおそれのある作業方法は、避けること。
	(3) 工具の支持	工具の重量を手で支えて使用する工具は、できる限りアーム、支持台、スプリングバランサー、カウンターウェイト等により支持すること。		(3) 工具の支持	工具の重量を手で支えて使用する工具は、できる限りアーム、支持台、スプリングバランサー、カウンターウェイト等により支持すること。
	(4) 被加工物の支持	1の(6)に掲げる業務を行うときは、できる限り被加工物をワークレストで支えて研削すること。		(4) 被加工物の支持	1の(6)に掲げる業務を行うときは、できる限り被加工物をワークレストで支えて研削すること。
たがね等の選定及び管理	たがね、カッター等は、加工の目的、被加工物の性状等に適合したものを選定し、かつ、適切に整備されたものを使用すること。 なお、適切な整備のためには、集中的な管理が望ましいものであること。		たがね等の選定及び管理	たがね、カッター等は、加工の目的、被加工物の性状等に適合したものを選定し、かつ、適切に整備されたものを使用すること。 なお、適切な整備のためには、集中的な管理が望ましいものであること。	
圧縮空気に係わる措置	(1) 送気圧を示す圧力計をホースの分岐部付近に取り付け、定められた空気圧の範囲内で振動工具を使用すること。 (2) 配管に、適切なドレン抜きを取り付け、必要に応じて圧縮空気のドレンを排出すること。		圧縮空気に係わる措置	(1) 送気圧を示す圧力計をホースの分岐部付近に取り付け、定められた空気圧の範囲内で振動工具を使用すること。 (2) 配管に、適切なドレン抜きを取り付け、必要に応じて圧縮空気のドレンを排出すること。	
点検・整備	(1) 振動工具を製造者又は輸入業者が取扱説明書で示した時期及び方法により定期的に点検・整備し、常に最良の状態に保つようにすること。 (2) 振動工具を有する事業場については「振動工具管理責任者」を選任し、振動工具の点検・整備状況を定期的に確認するとともに、その状況を記録すること。		点検・整備	(1) 振動工具を製造者又は輸入業者が取扱説明書で示した時期及び方法により定期的に点検・整備し、常に最良の状態に保つようにすること。 (2) 振動工具を有する事業場については「振動工具管理責任者」を選任し、振動工具の点検・整備状況を定期的に確認するとともに、その状況を記録すること。	
作業標準の設定	振動工具の取扱い及び整備の方法並びに作業の方法について、適切な作業標準を具体的に定めること。		作業標準の設定	振動工具の取扱い及び整備の方法並びに作業の方法について、適切な作業標準を具体的に定めること。	

(旧版) 第 2 改定 2 版 11 刷(令和 5 年 8 月 25 日)			(新版) 第 2 改定 3 版(令和 7 年 1 月 31 日)																								
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容																						
40	表	(赤枠を削除)	40	表																							
<table><tr><th>項目</th><th>内 容</th></tr><tr><td rowspan="2">施設の整備</td><td>(1) 休憩設備等 ① 屋内作業の場合には、適切な暖房設備を有する休憩室を設けること。 ② 屋外作業の場合には、有効に利用することができる休憩の設備を設け、かつ、暖房の措置を講ずること。 ③ 手洗等のため温水を供給する措置を講ずることが望ましいこと。 (2) 衣服等の乾燥設備 湧水のある坑内等において衣服がぬれる作業を行う場合には、衣服を乾燥するための設備の設置等の措置を講ずること。</td></tr><tr><td>(1) 防振保護具 軟質の厚い防振手袋等を支給し、作業者に使用させること。 (2) 防音保護具 90dB(A) 以上の騒音を伴う作業の場合には、作業者に耳栓又は耳覆いを支給し、使用させること。</td></tr><tr><td>実施の体操</td><td>作業開始時及び作業終了後に手、腕、肩、腰等の運動を主体とした体操を行うこと。 なお、体操は、作業中も随時行うことが望ましいこと。</td></tr><tr><td>健康診断の実施及びその結果に基づく措置</td><td>昭和 49 年 1 月 28 日付け基発 45 号「振動工具（チェーンソー等を除く。）の取扱い等の業務に係る特殊健康診断について」、昭和 50 年 10 月 20 日付け基発第 609 号「振動工具の取扱い業務に係る特殊健康診断の実施手技について」及び昭和 50 年 10 月 20 日付け基発 610 号「チェーンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」の別添「チェーンソー取扱い業務に係る健康管理指針」に基づき健康診断の実施及び適切な健康管理を行うこと。</td></tr><tr><td>安全衛生教育の実施</td><td>作業者を新たに振動業務に就かせ、又は作業者の取扱う振動工具の種類を変更したときは、当該作業者に対し、振動が人体に与える影響、日振動ばく露量 A(8) に基づく振動ばく露限界時間等の工具の適正な取扱い及び管理方法についての教育を行うこと。</td></tr></table> ※ 2023(令和 5) 年 4 月 20 日に改訂された騒音障害防止のためのガイドラインで、防音保護具については、次のように定められています。 (イ) 85dB(A) 以上 90dB(A) 未満の場合 騒音作業に従事する労働者に対し、必要に応じ、防音保護具を使用させること。 (ロ) 90dB(A) 以上の場合 騒音作業に従事する労働者に防音保護具を使用させるとともに、防音保護具の使用について、作業中の労働者の見やすい場所に掲示する			項目	内 容	施設の整備	(1) 休憩設備等 ① 屋内作業の場合には、適切な暖房設備を有する休憩室を設けること。 ② 屋外作業の場合には、有効に利用することができる休憩の設備を設け、かつ、暖房の措置を講ずること。 ③ 手洗等のため温水を供給する措置を講ずることが望ましいこと。 (2) 衣服等の乾燥設備 湧水のある坑内等において衣服がぬれる作業を行う場合には、衣服を乾燥するための設備の設置等の措置を講ずること。	(1) 防振保護具 軟質の厚い防振手袋等を支給し、作業者に使用させること。 (2) 防音保護具 90dB(A) 以上の騒音を伴う作業の場合には、作業者に耳栓又は耳覆いを支給し、使用させること。	実施の体操	作業開始時及び作業終了後に手、腕、肩、腰等の運動を主体とした体操を行うこと。 なお、体操は、作業中も随時行うことが望ましいこと。	健康診断の実施及びその結果に基づく措置	昭和 49 年 1 月 28 日付け基発 45 号「振動工具（チェーンソー等を除く。）の取扱い等の業務に係る特殊健康診断について」、昭和 50 年 10 月 20 日付け基発第 609 号「振動工具の取扱い業務に係る特殊健康診断の実施手技について」及び昭和 50 年 10 月 20 日付け基発 610 号「チェーンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」の別添「チェーンソー取扱い業務に係る健康管理指針」に基づき健康診断の実施及び適切な健康管理を行うこと。	安全衛生教育の実施	作業者を新たに振動業務に就かせ、又は作業者の取扱う振動工具の種類を変更したときは、当該作業者に対し、振動が人体に与える影響、日振動ばく露量 A(8) に基づく振動ばく露限界時間等の工具の適正な取扱い及び管理方法についての教育を行うこと。	<table><tr><th>項目</th><th>内 容</th></tr><tr><td rowspan="2">施設の整備</td><td>(1) 休憩設備等 ① 屋内作業の場合には、適切な暖房設備を有する休憩室を設けること。 ② 屋外作業の場合には、有効に利用することができる休憩の設備を設け、かつ、暖房の措置を講ずること。 ③ 手洗等のため温水を供給する措置を講ずることが望ましいこと。 (2) 衣服等の乾燥設備 湧水のある坑内等において衣服がぬれる作業を行う場合には、衣服を乾燥するための設備の設置等の措置を講ずること。</td></tr><tr><td>(1) 防振保護具 軟質の厚い防振手袋等を支給し、作業者に使用させること。 (2) 防音保護具 90dB(A) 以上の騒音を伴う作業の場合には、作業者に耳栓又は耳覆いを支給し、使用させること。</td></tr><tr><td>実施の体操</td><td>作業開始時及び作業終了後に手、腕、肩、腰等の運動を主体とした体操を行うこと。 なお、体操は、作業中も随時行うことが望ましいこと。</td></tr><tr><td>健康診断の実施及びその結果に基づく措置</td><td>昭和 49 年 1 月 28 日付け基発 45 号「振動工具（チェーンソー等を除く。）の取扱い等の業務に係る特殊健康診断について」、昭和 50 年 10 月 20 日付け基発第 609 号「振動工具の取扱い業務に係る特殊健康診断の実施手技について」及び昭和 50 年 10 月 20 日付け基発 610 号「チェーンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」の別添「チェーンソー取扱い業務に係る健康管理指針」に基づき健康診断の実施及び適切な健康管理を行うこと。</td></tr><tr><td>安全衛生教育の実施</td><td>作業者を新たに振動業務に就かせ、又は作業者の取扱う振動工具の種類を変更したときは、当該作業者に対し、振動が人体に与える影響、日振動ばく露量 A(8) に基づく振動ばく露限界時間等の工具の適正な取扱い及び管理方法についての教育を行うこと。</td></tr></table>			項目	内 容	施設の整備	(1) 休憩設備等 ① 屋内作業の場合には、適切な暖房設備を有する休憩室を設けること。 ② 屋外作業の場合には、有効に利用することができる休憩の設備を設け、かつ、暖房の措置を講ずること。 ③ 手洗等のため温水を供給する措置を講ずることが望ましいこと。 (2) 衣服等の乾燥設備 湧水のある坑内等において衣服がぬれる作業を行う場合には、衣服を乾燥するための設備の設置等の措置を講ずること。	(1) 防振保護具 軟質の厚い防振手袋等を支給し、作業者に使用させること。 (2) 防音保護具 90dB(A) 以上の騒音を伴う作業の場合には、作業者に耳栓又は耳覆いを支給し、使用させること。	実施の体操	作業開始時及び作業終了後に手、腕、肩、腰等の運動を主体とした体操を行うこと。 なお、体操は、作業中も随時行うことが望ましいこと。	健康診断の実施及びその結果に基づく措置	昭和 49 年 1 月 28 日付け基発 45 号「振動工具（チェーンソー等を除く。）の取扱い等の業務に係る特殊健康診断について」、昭和 50 年 10 月 20 日付け基発第 609 号「振動工具の取扱い業務に係る特殊健康診断の実施手技について」及び昭和 50 年 10 月 20 日付け基発 610 号「チェーンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」の別添「チェーンソー取扱い業務に係る健康管理指針」に基づき健康診断の実施及び適切な健康管理を行うこと。	安全衛生教育の実施	作業者を新たに振動業務に就かせ、又は作業者の取扱う振動工具の種類を変更したときは、当該作業者に対し、振動が人体に与える影響、日振動ばく露量 A(8) に基づく振動ばく露限界時間等の工具の適正な取扱い及び管理方法についての教育を行うこと。
項目	内 容																										
施設の整備	(1) 休憩設備等 ① 屋内作業の場合には、適切な暖房設備を有する休憩室を設けること。 ② 屋外作業の場合には、有効に利用することができる休憩の設備を設け、かつ、暖房の措置を講ずること。 ③ 手洗等のため温水を供給する措置を講ずることが望ましいこと。 (2) 衣服等の乾燥設備 湧水のある坑内等において衣服がぬれる作業を行う場合には、衣服を乾燥するための設備の設置等の措置を講ずること。																										
	(1) 防振保護具 軟質の厚い防振手袋等を支給し、作業者に使用させること。 (2) 防音保護具 90dB(A) 以上の騒音を伴う作業の場合には、作業者に耳栓又は耳覆いを支給し、使用させること。																										
実施の体操	作業開始時及び作業終了後に手、腕、肩、腰等の運動を主体とした体操を行うこと。 なお、体操は、作業中も随時行うことが望ましいこと。																										
健康診断の実施及びその結果に基づく措置	昭和 49 年 1 月 28 日付け基発 45 号「振動工具（チェーンソー等を除く。）の取扱い等の業務に係る特殊健康診断について」、昭和 50 年 10 月 20 日付け基発第 609 号「振動工具の取扱い業務に係る特殊健康診断の実施手技について」及び昭和 50 年 10 月 20 日付け基発 610 号「チェーンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」の別添「チェーンソー取扱い業務に係る健康管理指針」に基づき健康診断の実施及び適切な健康管理を行うこと。																										
安全衛生教育の実施	作業者を新たに振動業務に就かせ、又は作業者の取扱う振動工具の種類を変更したときは、当該作業者に対し、振動が人体に与える影響、日振動ばく露量 A(8) に基づく振動ばく露限界時間等の工具の適正な取扱い及び管理方法についての教育を行うこと。																										
項目	内 容																										
施設の整備	(1) 休憩設備等 ① 屋内作業の場合には、適切な暖房設備を有する休憩室を設けること。 ② 屋外作業の場合には、有効に利用することができる休憩の設備を設け、かつ、暖房の措置を講ずること。 ③ 手洗等のため温水を供給する措置を講ずることが望ましいこと。 (2) 衣服等の乾燥設備 湧水のある坑内等において衣服がぬれる作業を行う場合には、衣服を乾燥するための設備の設置等の措置を講ずること。																										
	(1) 防振保護具 軟質の厚い防振手袋等を支給し、作業者に使用させること。 (2) 防音保護具 90dB(A) 以上の騒音を伴う作業の場合には、作業者に耳栓又は耳覆いを支給し、使用させること。																										
実施の体操	作業開始時及び作業終了後に手、腕、肩、腰等の運動を主体とした体操を行うこと。 なお、体操は、作業中も随時行うことが望ましいこと。																										
健康診断の実施及びその結果に基づく措置	昭和 49 年 1 月 28 日付け基発 45 号「振動工具（チェーンソー等を除く。）の取扱い等の業務に係る特殊健康診断について」、昭和 50 年 10 月 20 日付け基発第 609 号「振動工具の取扱い業務に係る特殊健康診断の実施手技について」及び昭和 50 年 10 月 20 日付け基発 610 号「チェーンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」の別添「チェーンソー取扱い業務に係る健康管理指針」に基づき健康診断の実施及び適切な健康管理を行うこと。																										
安全衛生教育の実施	作業者を新たに振動業務に就かせ、又は作業者の取扱う振動工具の種類を変更したときは、当該作業者に対し、振動が人体に与える影響、日振動ばく露量 A(8) に基づく振動ばく露限界時間等の工具の適正な取扱い及び管理方法についての教育を行うこと。																										
45	下から 12 行目	当該安全衛生教育の講師については、労働衛生指導医、労働衛生コンサルタント、産業医、衛生管理者等であって振動障害に関する十分な知識及び経験を有する者又は中央労働災害防止協会若しくは建設業労働災害防止協会において実施する「振動工具取扱作業教育トレーナー講習（チェーンソーを除く振動工具取扱作業管理者講習）」の修了者である者とするよう配慮すること。 (下線部を修正)	45	下から 12 行目	当該安全衛生教育の講師については、労働衛生指導医、労働衛生コンサルタント、産業医、衛生管理者等であって振動障害に関する十分な知識及び経験を有する者又は中央労働災害防止協会若しくは建設業労働災害防止協会において実施する「振動工具取扱作業教育トレーナー講習（チェーンソー以外の振動工具取扱作業管理者講習）」の修了者である者とするよう配慮すること。																						
49	下から 8 行目	⑥ 日本工業規格 JIS B 7761-1「手腕系振動―第 1 部：測定装置」：2004 (下線部を修正)	49	下から 8 行目	⑥ 日本産業規格 JIS B 7761-1「手腕系振動―第 1 部：測定装置」：2004																						

(旧版) 第 2 改定 2 版 11 刷(令和 5 年 8 月 25 日)			(新版) 第 2 改定 3 版(令和 7 年 1 月 31 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
49	下から 7 行目	⑦ 日本工業規格 JIS B 7761-2「手腕系振 動―第 2 部：作業場における実務的測定方 法」：2004 (下線部を修正)	49	下から 7 行目	⑦ 日本産業規格 JIS B 7761-2「手腕系振 動―第 2 部：作業場における実務的測定方 法」：2004
49	下から 4 行目	⑩ 耳栓 JIS 防音保護具 JIST8161： <u>2007</u> 、日本規格協会 (下線部を修正)	49	下から 4 行目	⑩ 耳栓 JIS 防音保護具 JIST8161： <u>2020</u> 、日本規格協会